**副市長の住所の問題について**（毎日、扶桑町の自宅から通勤しているのに、住民票は岩倉市に異動していたこと）

問題点１　なぜ、現在の住所を議会に対し隠す必要があるのでしょうか。

　市の３役（市長・副市長・教育長）の住所を知らないことなんてあり得ません。市長は立候補の時に、公にされますし、副市長及び教育長は、選任されるときに、明らかにされます。その変更を知り、変更先を尋ねたら、明らかにする必要はないと隠すのは、変ではないでしょうか。このことを近隣自治体の議員にも聞いてみましたが、同意見でした。

　本会議で、市長は、この問題を一般質問で取り上げた私に対して、「市民の福祉の向上につながることではないのではないか。信頼で成り立っているはずで、住所変更を殊更、議会に報告する必要はない」のような趣旨の発言をされました。

この問題は、岩倉市自治基本条例に関わる問題であり、市長は、この条例に規定する「自治の基本原則（第4条）」における信頼の原則を勘違いしています。

「信頼しているからあえて質問しない」又は「信頼関係が崩れるから質問するな」ではなく、信頼関係を築くためにきちんとした説明責任を果たすのが市当局のあるべき姿勢です。

国会で森加計問題を追求していたときも、同じように言われていました。そんなことより、もっと大事な審議があるではないか。そのとおりです。もっと大事なことは山ほどあります。このテクニックを「議論のすり替え」といいます。

岩倉市自治基本条例は、自治体の憲法です。その憲法に沿わない市の姿勢を正すのは、議会の役割です。

問題点２　扶桑町から岩倉市に住民票を異動したことに対し、疑義が生じている以上、それを説明する責任は、市当局（副市長）にあります。本会議で質問に対し、一定の答がありましたが、十分な説明とはいえません。  
　この答弁から、少なくとも平成29年9月20日以前に市内に居住していることになります。

平成29年9月定例会における大野議員の一般質問（平成29年9月20日）

大野議員：３月の副市長人事前に、市長のほうから私たち志政クラブに対して、副市長に就任したら岩倉市に住んでいただく方向で話をしているとの趣旨の説明がありましたから、副市長は当然「いわくらしやすい」を実践して岩倉市に住んでいらっしゃると思いますが、現状はどのようになっているのでしょうか

副市長：市内に居住しております。

　しかし、職員からの聞き取りでも、岩倉の住所から継続的に通勤していた話は聞かれませんし、市民からの報告でも居住実態があるとは思えません。

住民票の異動については、住民基本台帳法に定めがあります。

住民基本台帳法

（転入届）

**第２２条**転入（新たに市町村の区域内に住所を定めることをいい、出生による場合を除く。以下この条及び第３０条の４６において同じ。）をした者は、転入をした日から１４日以内に、次に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。

**第５２条**第２２条から第２４条まで、第２５条又は第３０条の４６から第３０条の４８までの規定による届出に関し虚偽の届出（第２８条から第３０条までの規定による付記を含む。）をした者は、他の法令の規定により刑を科すべき場合を除き、５万円以下の過料に処する。

　住所を定めるということは、どういうことかというと、次のように裁判の判例があります。

**住所とは，生活の本拠，すなわち，その者の生活に最も関係の深い一般的生活，全生活の中心を指すものであり…客観的に生活の本拠といえる実体を具備しているか否かにより決すべきものと解するのが相当**である。

**建物の利用を開始するに当たり，旧住所のマンションにおいても日常生活が営める状態を維持**しつつ**、本件建物に寝泊まりした日であっても，たびたび短時間旧住所のマンションに戻り，子供のための料理の作り置き等の家事を行ったり，入浴したりしていたこと。食事は，旧住所のマンションで料理して持参したものを食べるか，コンビニエンスストアの弁当や外食で済ませていたこと。**

**本件建物においては，洗濯を行わず、入浴もしなかったこと。**

**その生活実態をみる限り，原告の生活の本拠，すなわち全生活の中心となっていた場所が、客観的に旧住所から新住所に移転したと認めることは困難であり，新住所に生活の本拠といえる実体があったと認めることはできない**。」

　要するに、食事とか洗濯とか、就寝とか、日常的な営みをどこで行っていたかが生活の本拠であり、そこに住所を定めるということなのです。

小平市教育委員会では、越境入学に関連してホームページで、注意を呼び掛けています。

実際には、転入前の住所地などの別の住宅等から通学すると、虚偽の住民登録は、住民基本台帳法違反になりますので行わないでください。

例）居住しないのに通学区域内のマンション等の部屋や住宅だけを借りて住民登録をする。

例）通学区域内の友人宅や親戚宅等に同居しないのに同居人等として住民登録をする。

例）通学区域内の住宅等にシェアハウスと称して、実際には居住しないのに住民登録をする。

逆に、単身赴任で以下のような場合、住民票の移動は、義務（必須）ではないという例もあります。

1. 単身赴任の期間が1年以下の場合  
   　「１年以上継続して生活の本拠が移る場合は届出が必要」という基準が、国から過去に質疑応答の中で提示されています。
2. 週末や季節ごとに元の家に帰っているなど、「生活の本拠（拠点）」が元の家にある場合  
     
   　国会議員のほとんどは、住民票を地元に置いていますが、彼らの東京の住所は、出稼ぎの際の仮の住まいであるため、生活の本拠（拠点）とはなりません。そのため、この場合は、問題ないこととなります。

これらの事例から、扶桑町という岩倉から近い場所から住所（生活の本拠）を移す意味は、実態として理解しがたいのです。仮に、有事の際又は危機管理上の理由から、部屋を1室借りたとしても、住民票を異動する理由にはならないし、異動してはいけません。逆に、１年以上、実際に居住する（生活の本拠を置く）予定の場合には、住民票を異動すべきなのです。  
　もし、本会議の答弁どおり、現在、体調を崩しており、毎日、扶桑町の実家に帰って、そこから通勤しているのであったとしても、証拠をもとに疑義が掛けられている以上、いつ、住所の異動届けをし、いつまで生活の本拠を置いていたのか、又は、現在でも生活の本拠は岩倉市にあるということを説明すれば済む話ではないでしょうか。それを説明せずに、隠すため、いつまでも、要らぬ疑惑をかけ続けられるのではないでしょうか。